平成２２年（フ）第７４１号
新潟市西区ときめき西１丁目２番地８　ピュアときめき二番館306号
債務者　坂田　政江
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　雄亮
4　破産債権の届出期間　平成23年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月25日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９３２号
兵庫県姫路市勝原区山戸22番地21、住民票上の住所兵庫県赤穂市浜市105番地の１
債務者　樋本　勝雄
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成23年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３６０号
鳥取県鳥取市湖山町北１丁目667番地　ＮＴハウスＣ号、旧住所鳥取県鳥取市三山口310番地１
債務者　田中　義之
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　富人
4　破産債権の届出期間　平成23年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１９号
北海道旭川市永山９条２丁目４番３号　ＩＤライフ202号室
債務者　野村　和秀
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月24日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２３号
北海道旭川市４条西２丁目１番16号旭栄４条ビル301号
債務者　松居　克代
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　伸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月３日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２８号
北海道増毛郡増毛町南暑寒町５丁目75番地の１
債務者　日沼　秀春
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月23日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１０１号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目15番１号　大井文化102号、前住所兵庫県尼崎市次屋１丁目７番38号　グリーンハイツ次屋101号
債務者　松本　義光
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　朋美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２０８号
山形県東置賜郡高畠町大字入生田282番地
債務者　近野　**玲**子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２１０号
山形県南陽市三間通123番地の３
債務者　松田ヌイ子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２１３号
山形県南陽市椚塚545番地の10
債務者　板垣　朋子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第９８号
和歌山県田辺市神子浜２丁目19番40号　パールハイツ２階208号室
債務者　森本　隆介
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第４２０号
茨城県土浦市大手町12番24号
債務者　児島　秀公
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４２１号
茨城県土浦市大手町12番24号
債務者　児島　秀子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４３号
茨城県つくば市吉沼546番地２
債務者　中澤　明美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４８号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野４丁目24番地２第１宮岡住宅
債務者　大場　大介
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係